

資金の借入を希望される方へ

制度資金の借入資格や要件等につきましては、代表的な事項のみ掲載しています。また、貸付決定や利子補給承認以前に事業に着手したものや既に事業完了したものについては、原則貸付けの対象となりません。詳細については、農協・日本政策金融公庫等融資機関、市町農業担当課、県担当課、振興局等にお問い合わせください。



信用保証制度をご利用ください

農業者のみなさんが農協等からお金を借りる場合、長崎県農業信用基金協会がその債務を保証する制度がありますのでご利用ください。詳細につきましては、長崎県農業信用基金協会にお問い合わせください。

資金に関するお問い合わせ先

資金に関するお問い合わせは、最寄りの農業協同組合、市町または次の機関の融資担当者へどうぞ。

長崎県農林部農業経営課（金融班）	長崎市尾上町3-1	Tel.095-895-2938
長崎県農林部畜産課		
【畜産特別資金】	長崎市尾上町3-1	Tel.095-895-2954
【畜産経営体質強化支援資金】		
長崎県新規就農相談センター	諫早市小船越町3171	Tel.0957-25-0031
県央振興局農林部	諫早市永昌東町25-8	Tel.0957-22-0389
島原振興局農林水産部	島原市西八幡町8509-2	Tel.0957-62-3610
県北振興局農林部	佐世保市吉井町大渡80	Tel.0956-41-2033
五島振興局農林水産部	五島市福江町7-1	Tel.0959-72-5115
壱岐振興局農林水産部	壱岐市芦辺町国分東触678-7	Tel.0920-45-3038
対馬振興局農林水産部	対馬市厳原町宮谷224	Tel.0920-52-4011
日本政策金融公庫長崎支店 農林水産事業	長崎市大黒町10-4	Tel.095-824-6221
農林中央金庫長崎支店	長崎市出島町1-20	Tel.095-827-3111
長崎県農業信用基金協会	長崎市出島町1-20	Tel.095-820-2081

※貸付利率等については、令和5年1月19日現在のものを掲載していますが、金利情勢により変動しますのでご了承ください。

令和5年度版

農業制度 資金ガイド

長崎県農林部 農業経営課

[令和5年1月現在]



● 農業近代化資金

農協系統金融機関等の資金を原資とするもので、県が融資機関に利子補給を行っています。
(認定農業者が貸付けを受ける場合、(公財)農林水産長期金融協会からの利子助成により、貸付金利が下がる認定農業者特例制度があります。)

資金の種類	貸付対象事業	貸付条件			
		利率 (年利%)	償還期限 (うち据置)	貸付限度額 (万円)	融資率 (%)
1号 施設資金	農舎、畜舎、農産物乾燥施設、排水施設、ハウス、農作物加工施設等の改良・造成、農機具等の取得	0.80	認定農業者 7~15 (2~7)	個人 1,800	認定農業者 100
2号 果樹等植栽育成資金	果樹、茶、アスパラガス、花き、花木等の植栽、育成				
3号 家畜購入育成資金	乳牛、繁殖用肉牛、繁殖用豚、肥育牛、肥育豚、鶏の購入又は育成				
4号 小土地改良資金	総事業費が1,800万円を超えない規模の客土、暗渠排水、畦畔改良、牧野改良				
5号 長期運転資金	リース料、地代等				
6号 農村環境整備資金	診療施設、水道施設、研修集会施設、生活改善センター等の取得				
7号 大臣特認資金	農業者が設置する給排水施設の改良、造成又は取得				
	農家住宅の改良、造成又は取得				
	内水面養殖施設資金	内水面養殖施設の改良、造成又は取得			
	共同 7~20 (2~7)	共同 150,000	その他 80		

● 農業経営改善促進資金

資金の種類	貸付対象事業	貸付条件			
		利率 (年利%)	償還期限 (うち据置)	貸付限度額 (万円)	融資率 (%)
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	認定農業者の農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金一般 (既往負債の借換、生活資金等は対象外(注1)) ●種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等 ●肉用素畜、営農用備品、消耗品等の購入費 ●施設、機械の修繕費及びリース料等 ●生産技術の習得費、市場開拓費	1.50	1 (注2)	極度貸付方式 極度額の上限 認定農業者 個人 500 法人 2,000 (畜産・施設園芸を含む経営についてはそれぞれ4倍)	—

(注1)本資金の初回の借入れ時における既往借入金(短期運転資金)からの切替えを除きます。

(注2)計画期間中は極度額の範囲内で借換えを行うことができます。

● 日本政策金融公庫資金(主なもの)

資金の種類	貸付対象事業	貸付条件			
		利率 (年利%)	償還期限 (うち据置)	貸付限度額 (万円)	融資率 (%)
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金) (注1)	認定農業者の農業経営改善計画の達成に必要な設備投資等の長期資金 ●農地等の取得、改良等 ●施設・機械の取得等 ●加工処理施設、流通販売施設等 ●家畜・果樹の導入・育成 ●施設等の利用権、特許権等 ●農地借地料の支払い ●負債の整理等(制度資金は除く)	0.40~0.80	25 (10)	個人 30,000 (特認60,000) 法人 100,000 (特認200,000)	100

(注1)【金利負担軽減措置】として、R5.3.31までの間、「実質化された人・農地プラン」に地域の中心経営体として位置づけられる認定農業者または、農地中間管理機構から農用地を借り受けた認定農業者については、(公財)農林水産長期金融協会からの利子助成により、貸付当初5年間に限り、貸付金利が無利子になる措置があります。(実質無利子化のための利子助成措置は、予算の状況、資金の使い道、融資実行時期によっては、利用できない場合があります。)

●本表中の各資金の利率は、令和5年1月19日現在です。金利情勢により変動する場合がありますので、借入れの際は、関係機関へお問い合わせください。

● 日本政策金融公庫資金(前項の続き)

資金の種類	貸付対象事業	貸付条件			
		利率 (年利%)	償還期限 (うち据置)	貸付限度額 (万円)	融資率 (%)
青年等就農資金	市町長に認定された「青年等就農計画」の達成に必要な長期資金 ●農地の改良、造成 ●施設、機械の取得 ●家畜・果樹の導入、育成 ●土地建物賃借、施設・機械のリース ●その他農業経営の開始に伴い必要な資材費	無利子	17(5)	3,700 (特認 10,000)	100
農業改良資金	農業の担い手等のチャレンジ性のある新たな取り組みに要する資金 <農業者向け> ●施設の改良、造成及び取得 ●家畜・永年性植物の導入、育成 ●土地改良費、土地建物賃借料 ●その他農業改良措置を行うために必要な経費 <食品加工・流通業者向け> ●(各種認定に基づく)加工販売施設の改良、造成及び取得	無利子	12(3~5)	個人 5,000 法人 15,000	100
農業基盤整備資金	農地又は牧野の新設、改良、造成又は復旧	補助 (県営) 0.95 (団体営) 0.80 非補助 (利子軽減対象事業) 0.80 (その他) 0.80 災害復旧 0.40~0.80	25(10)	地元負担額	100
担い手育成農地集積資金	農地又は牧野の新設、改良、造成	—	無利子	※次のいずれか低い額 ①当該年度の貸付対象事業費の10% ②当該年度に負担する額の5/6	—
振興山村・過疎地域経営改善資金	振興山村地域及び過疎地域での施設、農機具の購入、果樹の植栽、育成等	補助 非補助	0.95~1.95 0.80	個人 1,300 特別の場合 2,600 法人・団体 5,200 特別の場合 6,000、10,000、30,000または50,000	80
中山間地域活性化資金 (注2)	加工流通施設資金 ●新商品又は新技術の研究、開発又は利用、需要の開拓 保健機能増進施設資金 ●体験農園、森林植物園、林間遊歩道等の整備 生産環境施設資金 ●農林漁業活動管理休養施設、多目的研修集会施設、簡易給排水施設等の整備	0.55~1.35 0.55~1.35 0.80	10~15(3) 25(8)	—	80
農林水産物・食品輸出基盤強化資金	輸出促進法に規定する認定輸出事業計画に従って行う農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るために必要な以下の資金 ①農林水産物・食品の輸出事業に必要な製造施設、流通施設、設備の整備・改修等に必要資金 ②他の事業者への出資、株式の取得に必要な資金 ③原材料費、人件費などの長期運転資金 ④①~③の資金を国内親会社から外国関係法人等へ貸付する資金	0.55~1.90	10~25(3)	—	80

(注2)「加工流通施設資金」および「保健機能増進施設資金」の貸付けについては、中小企業者に対するもので、償還期間が10年を超えるものに限られます。

●本表中の各資金の利率は、令和5年1月19日現在です。金利情勢により変動する場合がありますので、借入れの際は、関係機関へお問い合わせください。

日本政策金融公庫資金(前項の続き)

資金の種類	貸付対象事業	貸付条件			
		利率(年利%)	償還期限(うち据置)	貸付限度額(万円)	融資率(%)
特定農産加工資金(注3)	●新商品・新技術の研究開発、利用 ●事業の転換 ●事業提携	0.55~1.00	10~15(3)	—	80
農林漁業施設資金	農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得	0.40~1.35	20(3)	—	80
	アグリビジネス強化(スーパーW資金)	0.80	25(5)	—	80(特認90)
	環境保全型農業推進	0.80	15(3)	※次のいずれか低い額 ①個人 3,500 法人 7,000 ②貸付を受ける者の負担額の80%	—
	災害復旧	0.40~0.80	15(3) 果樹の植栽 25(10)	※次のいずれか低い額 ①1施設あたり300(特認600) ②貸付を受ける者の負担額の80%	—

(注3)貸付けについては、中小企業者に対するもので、償還期間が10年を超えるものに限られます。

経営再建等を支援する資金

資金の種類	貸付対象事業	貸付条件			
		利率(年利%)	償還期限(うち据置)	貸付限度額(万円)	融資率(%)
農業経営負担軽減支援資金(注)	営農に必要な資金(農業用施設、機械、肥料及び農業に必要な資材等の取得、農地等の改良、取得等)を借り受けたために生じた負債の借換に必要な資金(貸出金利5.0%以下の制度資金は対象外)	0.80	10(3) 特認 15(3)	経営改善計画に定める額	—
農林漁業セーフティネット資金(公庫資金)	農林漁業経営の安定を図るのに必要な次に掲げる資金 ●災害により被害を受けた経営の再建 ●法令処分等により損失を受けた経営の維持安定 ●社会的、経済的環境の変化により、次のような状況となった経営の維持安定 ・前期より粗収益(売上高)が10%以上減少 ・最近3ヶ月の粗収益(売上高)が前年同期より減少 ・所得率又は純利益額が前期より悪化 ・取引条件の悪化、取引先等の破綻による経営の悪化 ・社会的要因による生産物価格低下、資材等高騰等による資金繰り悪化 ・感染症による資金繰りの悪化	0.40~0.75	15(3)	600 (特認 ※簿記帳者に限る) ※次のいずれか低い額 ・年間経費の6/12に相当する額 ・粗収益の6/12に相当する額	—
経営体育成強化資金(公庫資金)	a.前向き投資	0.80	25(3~10)	a~c資金の合計額	80(特認100)
	b.再建整備			個人 1,000 特認1,750 特定2,500 法人 4,000	—
	c.償還円滑化			制度資金の返済金・土地改良事業等の負担金の円滑な支払いに必要な資金	経営改善期間中の5年間(特認10年間)に支払われるべき既往借入金等の各年の支払金の合計額

(注)農協系統金融機関等の資金を原資とするもので、県が融資機関に利子補給を行っています。

●本表中の各資金の利率は、令和5年1月19日現在です。金利情勢により変動する場合がありますので、借入れの際は、関係機関へお問い合わせください。

天災資金

資金名	資金用途	貸付条件					
		利率(年利%以内)	償還期限(据置)	貸付限度額(万円)(注)	融資率(%)		
天災資金	経営資金(被害農林業者に貸し付ける資金) ●種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具(12万円以下)、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木等の購入、その他農林業経営に必要な資金	50%以上	3.00	6(5)	個人 200 法人 2,000 〔個人 500〕 〔法人 2,500〕		
		30~50%	5.50	5~6(4~5)			
		10~30%	6.50	3~4(2~3)			
	事業資金(被害農協等に貸し付ける資金) ●被害組合が所有し、又は管理する肥料、農薬、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金	—	6.50	3	単協 2,500 連合会 5,000	80	
		激甚災害法適用の場合	経営資金(被害農林業者に貸し付ける資金) ●種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具(12万円以下)、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木等の購入、その他農林業経営に必要な資金	50%以上	3.00	7(6)	個人 250 法人 2,000 〔個人 600〕 〔法人 2,500〕
				30~50%	5.50	6~7(5~6)	
10~30%	6.50			4~5(3~4)			
事業資金(被害農協等に貸し付ける資金) ●被害組合が所有し又は管理する肥料、農薬、生産物等の在庫品に被害を受け、その補てんに充てるために必要な資金	—	6.50	3	単協 5,000 連合会 7,500	80		

(注)〔 〕内は借入者が果樹栽培者及び家畜等飼養者の場合です。

県単独の災害資金

農協系統金融機関等の資金を原資とするもので、県・市町より融資機関へ利子補給を行っています。

資金の種類	貸付対象事業	貸付条件			
		利率(年利%)	償還期限(うち据置)	貸付限度額(万円)	融資率(%)
長崎県災害対策特別資金(注)	施設復旧資金	0.80	10(2)	個人 500 法人 1,500	80

(注)貸付限度額は事業費80%または個人500万円、法人1,500万円のいずれか低い額となります。

畜産特別支援資金等

農協系統金融機関等の資金を原資とするもので、県等が融資機関に利子補給を行っています。

資金の種類	貸付対象事業	貸付条件			
		利率(年利%)	償還期限(うち据置)	貸付限度額(万円)	融資率(%)
畜産特別資金	大家畜特別支援資金	0.80	一般	15(3)	知事の承認を受けた経営改善計画に定める借入計画額
			特認	25(5)	
	養豚特別支援資金		一般	7(3)	
			特認	15(5)	
畜産経営体質強化支援資金	経営改善資金 毎年度の約定償還額のうち当該年度において償還が困難なものを借り換えるための資金の融通(ローリング方式)	25(5)	一般	7(3)	
			特認	15(5)	
畜産経営体質強化支援資金	経営継承資金 後継者が親から大家畜経営を継承する場合に必要な範囲内で負債を一括して借り換えるための資金の融通	15(5)	一般	7(3)	
			特認	15(5)	
畜産経営体質強化支援資金	経営改善資金 毎年度の約定償還額のうち当該年度において償還が困難なものを借り換えるための資金の融通(ローリング方式)	15(5)	一般	7(3)	
			特認	15(5)	
畜産経営体質強化支援資金	経営継承資金 後継者が親から養豚経営を継承する場合に必要な範囲内で負債を一括して借り換えるための資金の融通	15(5)	一般	7(3)	
			特認	15(5)	
畜産経営体質強化支援資金	酪農、肉用牛または養豚経営が、畜産クラスター計画に基づき新たな経営展開を図っていく場合などにおいて、償還負担を軽減するために、既往負債を借り換えるための資金の融通	当初5年間無利子 6年目以降0.80	肉・酪	25(5)	
			豚	15(5)	

●本表中の各資金の利率は、令和5年1月19日現在です。金利情勢により変動する場合がありますので、借入れの際は、関係機関へお問い合わせください。